

マイナ保険証の有無に関わらず、
後期高齢者全員に
資格確認書の職権交付を求める請願書

紹介議員

玉本 なるみ 



請願の趣旨

高齢者の不安を取り除き、混乱を避け、広域連合の事務負担を増加させないために、2026年8月以降も後期高齢者の全員にマイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書の職権交付を継続すること。

請願の理由

現在、後期高齢者は2026年7月まで、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても資格確認書が職権で交付されています。高齢者は医療機関への受診する頻度が高く、新たな機器の扱いに不慣れで、認知症の進行も予想されることから、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書が職権交付されていることは、医療を受ける権利を保障するうえで極めて重要です。

大阪府は、窓口の混乱、広域連合の事務負担を避けるために、マイナ保険証を持っているかどうかを問わず、資格確認証を引き続き、職権で交付すると聞いています。これは、2026年8月以降は、75歳から84歳までは資格確認書の職権交付の有無を広域連合の判断に委ねるとしている国の通知によるものです。

2026年8月14日

京都府後期高齢者医療広域連合議会議長
山本 恵一 様

請願者 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都6F
京都社会保障推進協議会議長 渡邊 賢 
電話 075-801-2526